

介護保険は40歳以上の被保険者の皆さんが納める保険料を主な財源として運営されています。介護保険料は必ず納めましょう。

年金から天引き または 納付書で納めます

介護保険料は65歳以上（第1号被保険者）で年金を受給している方は、原則年金からの特別徴収により保険料を納めます。
年6回偶数月の年金の定期支払時に年金から天引きされます。

老齢・障害・遺族を支給事由とする年金の額が年18万円未満の場合は、年金からは天引きされず納付書により納めることとなります。
納入期日までに保険料を納めましょう。

保険料を納めないとサービス利用時の自己負担額が1割から3割に引き上げられたり、あるいは全額自己負担しなければならない場合もあります。保険料は必ず納めましょう。

やむを得ない理由（災害等）で保険料を納めることが困難となったときは、早めに介護保険の窓口でご相談ください。保険料の減額や免除、納付期限の延期ができる場合があります。